

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況

平成25年3月7日
 経済産業省
 商務流通保安グループ
 ガス安全室

本資料は、保安対策指針「IV. LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）」において、LPガス販売事業者等に取組を求めている事項について、その実施状況をトップヒアリングを通じた聞き取り、立入検査による確認、一般社団法人全国LPガス協会からの報告等に基づき、当省においてとりまとめたもの。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
IV. LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）				
			<p>最近の事故動向、平成23年度に実施したLPガス販売事業者等に対する立入検査結果等を踏まえ、保安院としては、平成24年度において、次に掲げる4項目をLPガス販売事業者等に要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法令遵守の徹底 ○組織内のリスク管理の徹底 ○事故防止対策 ○自然災害対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度にガス安全室が10社を対象に実施したトップヒアリング(以下単に「トップヒアリング」という。)の結果、以下の例がみられた。 －法令遵守の徹底として、期限管理等に関し、毎月の幹部会議で進捗状況を確認。 －組織内のリスク管理の徹底として、社内査察(年2回)の実施及び親会社による監査の実施、基幹システムの変更による管理の徹底、ダブルチェック体制の確立。 －事故防止対策として、CO中毒に関し、業務用換気警報器の無償設置及び周知徹底、指導施設におけるガス警報器の有償による設置推進、未使用ガス栓への誤開放防止キャップの無償設置(点検調査時等)、調整器等の期限管理の徹底による事故防止。 －自然災害対策として、張力式高圧ホースの設置(地域によっては100%設置済)の推進。
			<p>その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、業界団体が全国的に展開する社団法人エルピーガス協会の「LPガス安全安心向上運動」、日本液化石油ガス協議会の「経営者保安研修会共同宣言」、近畿液化ガス保安協議会の「創立40周年保安宣言」等で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、かつ、これらの宣言等を確実に実施するため、具体的な取組を行うことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －一年2回の保安会議にて液化石油ガス販売事業者等保安対策指針「要請4項目」の確認を行っている。 －「LPガス安全安心向上運動」を受け、販売事業者に起因する事故ゼロを目指す。 －「経営者保安研修会共同宣言」を受け、CO中毒事故撲滅に向けて、CO警報機の設置促進、供給機器等の期限管理の徹底に努めている。 －「創立40周年保安宣言」を受け、無線式集中監視システムによる保安の高度化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国LPガス協会は「LPガス安全安心向上運動」の進捗状況アンケートを実施。 ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議(以下「七協議会連絡会議」という。)は、10月に以下の3項目を行動基準として採択し、実態調査を実施。 (1) 消費者に起因するLPガス事故の防止対策としての閉栓カバーの普及促進。 (2) 事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査。 (3) 業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査。 <ul style="list-style-type: none"> ・近畿液化石油ガス保安協議会は、「創立40周年保安宣言」のフォローアップ活動の一環として、平成25年2月に、会員企業の具体的な自主保安活動の実績をとりまとめ。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			<p>なお、平成24年度の立入検査においては、平成23年度の立入検査結果を踏まえ、不適切な事案が多数認められた保安業務に係る委託契約の内容、保安業務（供給設備点検及び消費設備調査等）の実施状況を中心に、液石法第14条第1項に基づく供給開始時又は記載事項変更時の書面の交付状況、貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況、バルク貯槽の安全弁の交換作業の実施状況、保安教育の実施状況、保安業務を委託している場合の実施結果の確認等業務主任者が行うべき職務の実施状況、経年管理状況、LPガス販売事業者等が備えるべき帳簿への記載状況、質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況を重点的に確認する。</p>	
1. 法令遵守の徹底				
(1) 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等				
			<p>法令遵守は、LPガス販売事業者等として必須の責務であり、法令違反の発生は、事業実施の資格を疑わせ、かつ、事故に直接つながるものである。いずれの企業にとっても、安全の確立は、法令遵守が確実になされてこそ初めて実現できるものである。特に、LPガスは、全国約2,500万世帯に供給されている生活に密着した重要なエネルギーである一方で、一たび事故が起これば一般消費者等が事故に巻き込まれる確率の高い製品であり、経営者は、液化石油ガスを扱っているという自己の置かれている社会的責任の重さを十分に認識し、経営の基本方針として法令の遵守、保安の確保を掲げ、保安に対する姿勢を経営者が自ら社内外に明確に表明（コミット）し、保安確保の指導力を発揮するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －「保安無くして、販売無し」を基本とし、表明している。 －年度初めに掲げる年度目標は、第1に法令遵守を掲げ、事業部トップ及び保安の実務を担当する各営業所のトップへ対して保安の重要性を認識させている。 －社の「行動指針」のなかでも、「法令遵守」「安全」を謳っており、各職場で唱和するなど徹底を図っている。 －保安対策指針を受けて、自社で「LPガスの保安に関する基本方針」を定め、その中で「保安を中心に据えた事業運営」について明文化し、日常業務の遂行面では、保安の確保を強く意識した活動を行うものとしている。
			<p>さらに、経営者は、従業員より率先して法令遵守や保安確保に対する強い意識を持ち、この強い意識を各従業員にまで浸透するよう、具体的な行動を示すとともに、以下に掲げる具体的な保安対策が着実に実施され、効果を上げるよう、経営者の最も重要な役割である、適切な体制の整備並びに質量ともに的確かつ適切な人員及び予算の確保を図るべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －社内保安体制として、保安部を社長直轄部署とし、保安確保の指導力強化。 －保安体制整備として、保安部増員を図り、保安対応の充実。 －保安対策予算は、対策方針に基づき管理項目ごと不足のないよう確保。多額の費用を要するものについて、保安確保のために必要であれば当初計上外であっても、最優先で予算確保を行うよう言及。 －毎月一回、各事業所で実施している保安教育に社長が出席し、保安の確保に努めることを社員に周知徹底を実施。 －資格試験費用を会社負担とし、資格手当等への対価を払い、社内のスキルアップを図っている。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			(2) LPガス販売事業者及び保安機関の義務の再認識	
			LPガス販売事業者が保安業務を保安機関に委託している場合、委託元と委託先のそれぞれの業務と役割について再認識をすることが必要である。LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合であっても、自らがLPガスの供給契約を締結している一般消費者等に対して、液石法に定める保安業務の内容が確実に提供されるよう保安機関に遺漏なく確認を行う責務がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －委託先との勉強会を実施し、双方で日々の保安業務内容の確認、改善に努めている。 －委託情報は速やかにシステムに取り込み、担当者はもとより、社員がだれでも状況を把握できるようにしている。 －毎月「保安部会」を開催し、販売事業者としての保安管理状況、及び委託保安機関の保安実施内容について確認を行っている。
			立入検査においては、保安業務を実施した結果を委託元であるLPガス販売事業者へ通知したことが確認できなかった保安機関が見受けられており、保安機関は、保安業務の結果を確実にLPガス販売事業者へ通知する必要がある。また、LPガス販売事業者は、保安機関による供給設備点検・消費設備調査の結果、改善が必要である旨の通知があった場合は、速やかに対応し、その責務を果たす必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －緊急時対応等の常時発生がないものの通知については、委託先保安機関から「なし」の旨をFAX等で連絡頂くよう指導している。 －改善の必要のあるものについては、自主基準で対応期間をもうけ、期間内に改善入力のない委託先は、週2回程度、自社で発行し、全営業所が回覧する「保安ニュース」へ掲載し、早期の実施を促す。 －定期的に情報交換を実施し、必要の都度点検結果を確認している。 ・立入検査の結果、保安業務規程には点検結果を販売事業者へ3日以内に通知すると規定されているにも関わらず、容器交換時供給設備点検で問題のなかった設備の結果通知が遅延していた例があった。また、一般消費者への連絡の項目が抜けているものが多数あった。保安業務の適切な実施又は保安業務規程の見直しを行うよう指導した。 ・立入検査の結果、保安業務に係る委託契約の内容について不備があったこと、保安業務（供給設備点検及び消費設備調査等）の実施状況における転記ミスが散見されたため、速やかな修正を実施するよう指導を行った。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
<p>(3) 保安教育の確実な実施</p> <p>液石法では、保安確保のための必要最低限の業務・基準を規定している。LPガス販売事業者等においては、液石法に規定する保安業務の内容のほか、販売の基準も含めた義務等を従業員全員が認識した上で業務を実施していくことが必要である。さらに、法令上の義務等にとどまらず、法令に違反した場合の法令上の措置、違反に起因した事故発生時の社会的責任、更には保安レベルの向上に向けて経営者が掲げる経営の基本方針やその背景についても従業員全員が十分に認識することが重要である。</p>	
<p>このため、LPガス販売事業者等は、保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、外部で実施される講習会等の活用も含めた年間保安教育計画を策定した上で、保安教育が従業員に対して確実に実施され、充実するようにする必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －毎年3月に年間保安教育計画を立て4月は経済産業省の「販売事業者等保安対策指針」の内容の確認。10月は災害対策保安訓練を実施する事を決めており、その他の月には法令、帳簿書類管理、保安業務、設備工事、新人教育等の各事業所の弱い部分を克服するため必要に応じた教育内容を加える。 －意識向上として、社をあげての「安全標語コンクール」の実施や「安全推進期間」の設定を行っている。 －パート、事務担当者についても社内保安講習会へ参加するようにしている。 －毎月、各支店にて本社保安部主導で教育を実施。約90分、パワーポイントを活用しQ&A形式（質疑応答）で行い、理解度テストを実施。終了後、レポートを提出させている。 －高圧ガス保安協会、日液協、地方液化ガス保安協議会、県エルピーガス協会の会員になり、各種講習会へ積極的に参加させている。 －各メーカーの講習会にも参加し、現場作業で具体的な視点での対策、方法を習得している。 －全営業所のレベルを統一するため、本社でテーマを確定し同じテーマで毎月教育させている。実施された議事や風景は、共通のサーバへ保存させている。 －年に1回、各営業所毎に保安について討論する。その中で1人必ず1発言以上するようにさせることで、保安の意識づけとなるようにしている。 ・立入検査の結果、保安講習会等に参加していたものの、社内に講習結果を適切に周知していない例がみられた。 ・経済産業省では、液化石油ガスの保安に特化した指導者の育成を行い、更にもその指導者が各地域で研修会や中小の液化石油ガス販売所等で個別に指導を実施し、全体的な保安レベルの維持、向上を図った。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			<p>また、容器交換時や設備工事・修理等の際の作業ミスによる漏えい事故等が依然として発生している他、バルク貯槽の安全弁交換時の作業ミスによる漏えい火災事故が発生した。このため、保安教育の実施に当たっては、標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底を図るとともに定められた作業を適確に実施できる技術力の向上を図るよう指導することも重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －自社システムに合わせたマニュアルを作成し、それに基づいた教育を実施している。 －交換マニュアルを支店配布している。 －協会等の標準作業マニュアルを用いて、業務主任者社内講習会を年一回実施し、実施作業を行い、作業内容確認周知を実施。 －工事・作業に入る際必ずミーティングを行い、マニュアルを基に安全確認を行っている。 －一般の設備工事・修理等について、「サービスセンター」が品質管理を実施し、保安・維持管理も含めた技術力の全体的な底上げを図っている。
			<p>なお、販売グループの中核となっているLPガス販売事業者は、保安業務の高度化を推進するため、グループ内事業者への情報提供や保安教育の実施について主導的な役割を果たすことが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －関連会社主体で防災訓練の定期的な保安教育や活動を実施している。 －グループ会社を集めた年一回以上のグループ会議を実施している。 －グループ内で各社の保安査察や保安コンテスト等に積極的に参加し、情報交換等を実施している。
(4) 事業所単位での保安確保				
			<p>LPガス販売事業者の事業所や営業所単位で、法令遵守と適正な保安業務を推進していくためには、事業所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、実務面の責任者である業務主任者とともに、その企業及び経営者の目指す保安確保への取組を確実に実践していくことが重要である。しかしながら、最近の立入検査においても、業務主任者や事業所・営業所の責任者の保安業務への認識が不十分で自らに課せられた業務について、その監督責任を果たしていない事例が見受けられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の結果、定期供給設備点検及び定期消費設備調査の記録を確認したところ、未記入及び誤記入があった。未記入や誤記入を正すとともに、業務主任者等の保安監督者は、保安業務の実施結果の確認を確実にを行い、点検・調査を行う者に対して正確な記入を指導するよう指摘した。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			<p>業務主任者は、液石法においてLPガス販売事業者を選任が義務付けられており、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「液石法施行規則」という。）第24条に規定されているとおり、自ら販売する場合の法令遵守はもちろんのこと、保安業務を委託した場合においてもその実施結果について確認し、改善が必要な場合には、LPガス販売事業者の責任として対応が図られるよう措置することが求められている。このため、LPガス販売事業者は、業務主任者からの報告を受け、必要な措置が講じられるよう、業務主任者及びその報告を受けた事業所・営業所の責任者の職務・役割を社内の保安に係る規程類において明確に位置付ける等、実効的に機能する体制の整備を図ることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －組織の役割、個人の職責、業務主任者の位置づけを組織図に落とし込み、指示命令系統を社員に認識させている。 －毎年度自社で「LP販売所保安推進計画」を制定し、販売所長の取り組むべき事項を明確にしている。また、業務主任者の意識・役割を明記している。 －業務主任者の職務を記したカードを配布携帯させ、自覚及び認識を持たせている。 －事業所の許認可、保安業務委託先変更は、業務主任者が保安推進責任者を經由して保安本部に連絡を入れることをルール化。 －週単位、日常単位で管理する保安業務等の進捗状況や進捗遅れなどは、保安管理部が発行する社内の「保安ニュース」により全営業所へ喚起させ、進捗が遅い営業所、場合によっては担当者は、ニュースに掲載させ、事業部全員が意識できる仕組みとしている。
			<p>また、本社と事業所・営業所との間での意思疎通が不十分であることから法令違反に至った事例が見受けられる。LPガス販売事業者等は、事業所・営業所での業務状況について、法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めることができるよう、内部監査体制等の見直しを含めた整備、充実を図ることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －本社と事業所・営業所の意思疎通として、月に1度の保安部巡回時に社内の統一基準ですべての事が管理されているかチェックし、指導している。 －点検調査の未実施、保安確保機器の期限管理状況を本社よりコンピューターでチェックし、不備が発見された場合、速やかに改善させる。 －事故事例等の情報は、メール及び社内ネットワーク等で情報を開示。また、重要性の高い事例等が発生した場合は社内会議を開催し、社内認識周知を実施。 －社内査察を保安部にて年二回実施している。毎回査察点検チェックリストの改善（点検項目点数化等）を図り、各事業所の弱点等を明確にし、効率的な改善指導に取り組んでいる。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			(5) 営業譲渡時等の保安業務の確実な実施	
			<p>LPガス事業者のM&Aの推進、人口減や世帯数減による消費者数の減少等によりLPガス事業者間での営業譲渡はこれからも積極的に進められると予想される。営業譲渡が行われる際には、多くの一般消費者等に対して一時期に集中して14条書面交付や供給開始時点検・調査等の保安業務を実施する必要が生じることとなるが、これらを着実に行うことは事故の防止及び保安レベルの向上の観点から重要である。</p>	
			<p>このため、LPガス販売事業者は、営業譲渡等を受ける場合は、譲渡前の保安状況を事前に確認し、自社での保安業務遂行に関しての人員確保、実施日数等について適切に判断した上で行うとともに、譲渡後の緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をする必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －業務主任者の主導の下で点検計画を立案、人員が必要な場合は本社へ連絡、各営業所に対し、応援要請を実施して、人員を確保している。 －譲渡前の消費者の状況はつかみにくくまた、帳簿と実態との相違も想定されるため、譲渡前に、原則的にすべての現場設備の確認を行うよう指示している。 －事前にメータ、調整器、高圧ホース、転倒防止、ボンベマット等の供給設備の技術基準不適合を改善し供給機器の期限切れ交換を行う。 －一時的な保安業務実施人員不足に到った場合は、本社が各事業所に対し、応援要請を実施して人員を確保、漏れの無い確実な保安管理を行っている。 －短期間で保安業務及び14条書面交付を完了させるため、営業所及びグループ保安機関の連携を強化している。
			<p>なお、点検等の結果、技術基準等に不適合な供給設備等があれば速やかに改善することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －点検で不良箇所が発生した場合は、業務主任者立会いの下、その場で改善を行っている。 －速やかな改善措置を行うため、不適合の改善も想定した契約を行い、責任、コスト負担を明確にしておくように指導している。 －改善実施後に供給開始とすることとしている。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
2. 組織内のリスク管理の徹底				
			<p>事故や法令違反等の発生の状況を見ると、保安確保に対する軽視や油断・緩みと考えられるものが散見される。例えば、保安業務を実施した者のみに任せきりにし、事業所内での保安の責任者による二重のチェックが行われていない等、組織的な管理・監督がまだに不十分であることが挙げられる。</p>	<p>・立入検査の結果、定期供給設備点検及び定期消費設備調査の記録を確認したところ、未記入及び誤記入があった。未記入や誤記入を正すとともに、業務主任者等の保安監督者は、保安業務の実施結果の確認を確実にし、点検・調査を行う者に対して正確な記入を指導するよう指摘した。【再掲】</p>
			<p>このため、LPガス販売事業者等は、内部監査により自社の保安業務の確実な実施が確認できるようダブルチェック体制を含めたリスク管理体制の構築、保安教育から保安業務までを一貫して管理する保安責任者の設置、内外の事故情報の収集連絡体制の整備を行うべきである。さらに、LPガス販売事業者等は、保安院のホームページに公表されている事故事例・立入検査結果等を参考にして自社が管理している保安業務等に内在する事故や法令違反が発生するリスク等の要因の洗い出しを徹底して行い、現場の実態に応じて異なるそれぞれのリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れることにより、リスク管理の徹底を図るべきである。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 一経済産業省のホームページに公表されている事故事例・立入検査結果等は都度「ガス保安管理部」から社内メールにて情報発信し、共有化を図っている。重要なものについては、「保安部会」のなかで事例紹介し、注意喚起を行っている。 一社内リスクマネジメントを実施し、リスク管理について周知徹底を図っている。 一点検調査票の記載内容等は、ダブルチェックを行い、記入漏れや実施内容の不備等を防止している。 一確実な保安業務の実施を本社で管理するため、保安査察に関する要領を改め、実施している。</p>
			<p>また、社内において内部監査を実施する場合には、形式的なチェックに留まらず、あくまでも第三者の視点から保安業務の実施状況を確認することが重要である。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 一社内査察を保安部主導で年二回実施している。うち一回は役員、管理職同行の上、広い視点で実施している。 一社長による査察を実施している。</p>

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
3. 事故防止対策				
(1) 業務用施設等におけるCO中毒事故防止対策				
① 業務用厨房におけるCO中毒事故防止対策				
			平成23年においても、業務用厨房においては、10件のCO中毒事故のうち5件が発生し、重大な被害をもたらしている。直接の原因については、換気設備の未使用、燃焼器の給気不足による不完全燃焼等によるものと推定されているが、業務用厨房におけるCO中毒事故が多発するのは、業務用厨房の所有者、従業員等に対するLPガスを使用する際の保安啓発が徹底されていないことにも原因があるものと考えられる。このため、LPガス販売事業者等は、次の対策を執るべきである。	
ア) 業務用厨房の関係者に対する周知				
			LPガス販売事業者等は、換気（給気及び排気）が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズム等について対面により説明する等、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すことが重要である。また、業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみならず来店者をも巻き込み、重大な結果となることについて周知することが必要である。	

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
<p>具体的には、業務用厨房の関係者向けにガス機器使用時の注意事項をまとめたパンフレット、マニュアル等を有効に活用して、業務の機会を通じて直接、関係者に対する注意喚起を徹底するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 一年1回料理飲食店の保安担当者や作業に携わる方への周知を実施している。 －社内査察にて各事業所の活動内容（協会等のチラシによる消費先へ向けての対面指導）確認、指導している。 －「業務用厨房等施設への周知の強化」を自社の今期方針として実施している。 －大型の飲食店や従業員・パート・アルバイトのいる飲食店は、保安連絡員を選任させ、リスト化している。また、担当者の入換えが激しい事が予想されるため、年1回の更新作業を社内基準として義務付け、その際の訪問時には対面で周知業務を行っている。 －卸会社が作成した懸賞付きCO中毒防止周知パンフレットを利用し、厨房業務従事者、保安連絡員に注意事項を説明するよう指示している。 －経済産業省、高圧ガス保安協会等が作成したパンフレットを活用し注意喚起を行っている。 ・一般社団法人全国LPガス協会及び日本液化石油ガス協議会は、8月に経済産業省からの要請を受け、LPガス販売事業者に対して、食品工場及び業務用厨房施設で使用されるLPガスについての注意喚起を行った。 ・中部近畿産業保安監督部は、食品衛生責任者に対し、CO中毒事故防止についての周知を行うため、事業者と協力して食品関係団体等への説明やパンフレット配布を実施した。 ・経済産業省は、以下の事項を実施した。 －総務省消防庁及び東京消防庁に協力を得て、2月に業務用厨房のメンテナンスによる事故防止についてリーフレットを作成、総務省消防庁が3月1日～7日に実施する「平成25年春季全国火災予防運動」において配布した。 －CO中毒事故の防止のため、関係省庁による会議を設置。事故情報や行政の取組事例等の情報交換を行った。 －業務用施設等におけるCO中毒事故の防止のため、厚生労働省及びその関係団体に対して、周知・啓発を行い、全国調理師養成施設協会の全調協ニュースへの掲載を実現した。 －業務用厨房の消費者向けにCO中毒事故防止についての周知に必要なリーフレットの作成を10月に行った。 －雑誌、新聞への広告掲載及び交通広告を10月に実施した。 －2月に発生しためんゆで器の排気口閉塞による一酸化炭素中毒事故を受け、所管のLPガス販売事業者に対し、業務用厨房の実態調査を実施し、その結果及び推奨する取組について、事業者へ通知し、併せてHPで公表を行った。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			イ) 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進 LPガス販売事業者等は、業務用厨房の使用者や所有者に対し、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を引き続き継続する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －業務主任者の主導の下、消費先に対し警報器買取りによるCO警報機の設置を相談。理解が得られない場合はCO警報器の無償貸与にて設置対応を指示している。 －交換年に改めて説明の場を設け、促進展開を図っている。 －平成22年4月から、業務用施設についてはCO警報器、業務用換気警報器の設置推進を実施しており、初回に限り無償化することで導入促進を図っている。 ・七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、普及率は6.2%（全220社中 回答率94%）。
			さらに、保安院は、業務用厨房における事故防止のためにどのような措置が有効か、法的規制も含め引き続き検討している。	
			② 業務用厨房以外におけるCO中毒事故防止対策	
			平成21年に山口県のホテルで発生したCO中毒事故の原因調査、再発防止策を検討するため設置された「山口県における液化石油ガス一酸化炭素中毒事故原因調査・再発防止検討委員会」が平成22年1月に取りまとめた報告では、LPガス販売事業者、燃焼器製造メーカー、国等がそれぞれ取り組むべき対策が述べられているところであり、LPガス販売事業者は、引き続き、ホテル・旅館等に対して周知活動を通じて漏れなく注意喚起を継続的に実施することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －業務用厨房に対する注意喚起活動と並行して、その他業務用施設（使用量が多い施設、不特定多数が利用する施設（ホテル・学校・病院等）、使用者と管理者が異なる施設等）に対しCO中毒事故防止に関する周知・注意喚起を実施している。 －点検調査や訪問時に、業務実態に合った周知パンフレットを利用し取扱いなどについての説明を実施している。 ・経済産業省は、月刊ホテル旅館をはじめとした業務用厨房以外（ホテル・旅館等）におけるCO中毒事故防止についての注意喚起のため、専門誌等への広告掲載を10月及び1月に行った。
			平成23年には、業務用厨房以外において、旅館、協同組合の作業場でそれぞれ1件のCO中毒事故が発生している。これらに対しても業務用厨房に準じたCO中毒事故防止対策を講じていく必要がある。	

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策		
① 一般消費者に対する周知等による保安意識の向上		
	<p>安全機器の設置や適格な消費設備調査の実施がなされている場合であっても、一般消費者の機器の誤使用・取扱いの不備等を防ぐことはできず、これらを原因とする事故はまだまだ多く発生している。こうした事故の発生を防止するためには、一般消費者が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できることが最大の解決方法であり、このために定期的な周知を液石法上義務付けているものである。</p>	
	<p>このように、なぜ一般消費者に対して周知により保安のための普及啓発を行うのかという原点に立ち戻れば、チラシ等を投函するのみといった形式的な対応とはならないはずである。このような点を踏まえ、LPガス販売事業者等は、事故の発生防止につながるような一般消費者への普及啓発を、粘り強く、以下のような工夫を図りながら実施していくことが極めて重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者との接点を増やすために、法定の定期点検・調査以上の頻度での一般消費者宅の訪問、コンロ清掃、料理教室、セミナーなどのイベントの活用、町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓練など地域貢献活動による消費者との接点の強化 ・事故事例を身近な事例として認識してもらうために、保安院のホームページに公表されている実際の事故事例等の活用 ・LPガス販売事業者等の最大の特長とも言える一般消費者との直接面談の機会を最大限に活用するため、実際に機器を使用した対話形式での実施、実施者のロールプレイングによるトレーニングの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －消費先との接点を増やす活動として、コンロ、レンジ周りの清掃活動、当社主催の展示会を実施している。 －地域ごとに定期的にミニ料理教室を主宰し、火災事故防止にSiコンロの紹介やCO中毒事故防止のためCO中毒のメカニズムを周知している。 －周知文章として、各県エルピーガス協会が毎年発行するものを使用し、CO防止等的を絞ったものを説明する場合は、元売りメーカーや行政庁が発行したものも使用している。 －周知の際は対面周知とし、周知実施後に受領書に印を貰う事としている。 ・経済産業省は、以下の事項を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> －一般消費者等におけるCO中毒事故の防止についての注意喚起のため、新聞及び交通機関等への広告掲載を10月、1月に行った。 －周知に必要なリーフレットの作成を10月に行った。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述			取組状況
	②	誤開放防止対策の推進	
		<p>二口ガス栓のガス器具に接続されていない方のガス栓を誤って開けてしまい、放出されたLPガスが原因となる誤開放による事故が増加傾向にある。このような誤開放の対策としては、燃焼器に接続されていないガス栓を開けられることのないようにする「閉栓カバー」が既に実用化されているところである。保安院では、「閉栓カバー」に着目したチラシを作成し、平成24年2月よりホームページに掲載してその普及を促進している。</p>	
		<p>LPガス販売事業者等においても、「閉栓カバー」は誤開放による事故の防止への効果が十分期待できること、簡便な器具でありコスト面での負担は比較的小さいと考えられること、また、既に積極的にこれらの設置を推進しているLPガス販売事業者等もあることを踏まえ、「閉栓カバー」の設置の促進を検討し、実施に移していくことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －今年7月の責任者会議において指示、供給開始時点検調査時および定期点検調査時に閉栓カバー取付を実施している。ヒューズなしガス栓はその場で交換、2口ヒューズガス栓はゴムキャップ及び取付閉栓カバーを取り付けか、1口ヒューズガス栓に交換している。 －閉栓カバーを購入、対象消費先をリストアップし、必要個数を各事業所に配布展開。対象の消費先が発見された場合は、無料にて設置する活動を実施。普及促進に努めている。 －平成24年6月「ホースガス栓用閉栓カバー」をはじめとした『ガス事故防止3点セット』を導入、設置を開始した。 ・七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としての閉栓カバーの普及促進」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、実施中が41%、実施予定が51%（全220社中 回答率94%）。
		<p>なお、このような二口ガス栓の誤開放防止対策としては、一口ガス栓に切り替えていくことがより直接的な対策となるものである。LPガス販売事業者等は、既に積極的に一口ガス栓への切り替えを実施しているLPガス販売事業者等もあることを踏まえ、誤開放防止対策の一環としての実施を検討していくことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －次処置として「閉栓カバー」を設置し、点検時に一口ガス栓へ交換する事を基本として活動している。 －既存の二口ガス栓の先については一口に切り替えることが理想ではあるが、消費設備調査時に、オンオフ式であるかどうかを確認するとともに、まずは、未使用の口には必ずゴム栓等の処置をするようにしている。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述			取組状況
		③ 家庭における経年対策	
		<p>家庭での事故の発生箇所として消費設備（ホース・ゴム管、こんろ、ふろがま等）が挙げられるが、これらの設備における経年劣化の確認は一般消費者自らが行う必要がある。また、ガス漏れ警報器、CO警報器には製品の有効期限が表示されているが、LPガス販売事業者からリースを受けている場合を除き、一般消費者が自主的にその期限の確認を取らなければならない。しかしながら、一般消費者がこれらの実態について十分に理解が深まっているとは思われない。</p>	
		<p>一般消費者自らのLPガス事故の発生防止について意識を高めるためにも、これらの実態を踏まえLPガス販売事業者は保安に対しての理解を得るように様々な機会を通じて積極的に活動することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －消費先との接点を増やす活動として、コンロ、レンジ周りの清掃活動、自社主催の展示会の実施。警報器メーカーによる説明販売を実施し、警報器設置普及に努めている。 －一点検時、ゴム管等は無償貸与で交換対応。コンロ、風呂釜はCO中毒のパンフレットを用いて長期使用の危険性を伝え機器の交換を提案。 －警報器の有効期限を社内システムにて確認し、各事業所へ指示、交換対象先へ案内展開。 －賃貸住宅についてはオーナー管理会社に対して旧年式の器具から屋外器具への交換を周知。 ・LPガス安全委員会は、Siセンサーコンロへの使用促進についてのリーフレットを2月に作成、周知を実施した。 ・経済産業省は、バランス型ふろがまの使用者に向けて安心なガス機器への取替えの推奨、古いタイプの効きの使用上の注意についてリーフレットを2月に作成、独立行政法人製品評価技術基盤機構で行われた「NITE・製品安全センター記者説明会」やLPガス安全委員会にて周知を実施した。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			④ ガス漏れ警報器の設置の促進等	
			<p>LPガスの漏えい起因する事故の防止には、ガス漏れ警報器の設置が効果的である。社団法人エルピーガス協会の平成23年3月末時点での調査によれば、共同住宅の設置率は93.1%（前年同期は93.4%）、一般住宅での設置率は72.5%（同74.7%）であり、いずれも前年よりも悪化しており、また、設置の余地がある。さらに、これらのうち製造から5年を経過しているものがそれぞれ8.6%（同8.5%）、12.7%（同12.5%）といずれも悪化している。</p>	
			<p>LPガス販売事業者等においては、ガス漏れ警報器の製造事業者及びその団体と協力し、ガス漏れ警報器の効果一般消費者等にわかりやすく伝える取組などを進めるとともに、事故の未然防止の観点から、ガス漏れ警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －チラシ、パンフレット等を配付して消費者へ周知を実施。実施活動状況を社内査察時に確認、指導している。 －自主保安の一環で、設置拒否が無い限り、基本的にガス漏れ警報器の設置を実施している。 －ガス漏れ警報器の有効性等を説明し、有償での設置を推進している。 －設置したガス漏れ警報器は、全て電子データで期限管理を行っている。 －定期点検調査時（4年周期）での交換を推進している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ガス警報器工業会は、今年度から3ヵ年計画で、LPガス消費先のガス漏れ警報器の設置・交換を再構築する「リメイク運動」を展開した。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述			取組状況
	⑤	消費設備調査の推進	
		<p>消費設備調査は法定事項であるばかりでなく、一般消費者等との直接面談の機会であることを踏まえ、L P ガス販売事業者等は、普及啓発の重要な機会としてとらえて、以下のような工夫を図りつつ、適確に実施すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者等との接点を増やす観点や、一回の訪問では実施できない一般消費者等もいることを踏まえ、法定周期よりも前倒しでの実施 ・高齢者や児童でも、また外国人でも理解できるよう、学校教科書のCO中毒の記載を参考とした絵を用いた説明資料や外国語での説明資料の活用 ・ガスの請求明細の裏などに注意事項を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －消費設備調査は4年を超えることを未然に防ぐため、自主点検調査周期3年6ヶ月としている。 －外国人向け周知文書等、必要に応じた周知パンフレットを利用し安全な取扱いについての説明を実施している。 －封筒に赤字で（重要）印を押印し、定期点検の案内を出している。
		<p>一方、消費設備調査を拒否する一般消費者も存在するが、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものである。このため、L P ガス販売事業者等は、消費設備調査は法定事項である旨と併せて事故事例も紹介しつつ、チラシ・パンフレット等も活用し伝える他、集合住宅の場合には事故の影響は隣室にも及ぶことを踏まえて管理人の理解を得ることなど、一般消費者の理解を得られるよう工夫をこらして保安啓発に取り組むことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －消費先へ伺い、点検実施の必要性を説明し、理解協力を求める。回答が得られない場合は、書面にて改めて協力を求め、応じられない場合は供給停止の旨を伝える。（停止まで3段階で警告）供給停止の際は、本社決裁後に実施し、対応している。 －集合住宅の場合は、管理人又はオーナーに理解を求め、管理人又はオーナー立会いの下、点検作業実施。 －調査拒否顧客でも、外部から漏洩試験を実施（調査拒否の場合は、確認印を取得）。
		<p>なお、不在が続く一般消費者に対しては、十分な書面での説明、数回にわたる継続的な訪問等十分な手続きを踏んだ上で、当該一般消費者の安全の確保の観点から一時的な閉栓に踏み切っているL P ガス販売事業者もあり、保安の確保の観点からは参考となるものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －不在の場合、前回点検・調査合格日が古い消費者から順に訪問を実施。3回訪問後連絡をいただけない場合は、4回目訪問時にガス供給停止予告文を投函。その後一定期間を経過しても連絡をいただけない場合は、5回目訪問時にガス供給停止（保安閉栓）している。 －ガス供給停止（保安閉栓）の後、ガスの開栓を求められた場合は、供給開始点検を行い14条の保安業務の内容を説明し、L P ガスを安全に継続して使用して頂くために点検調査の重要性を理解して頂くようにしている。 －不在票に連絡先の電話番号、F A X 番号の他に弊社のメールアドレスを入れ、メールで調査希望日を回答して頂くようにした。 □
		<p>また、消費設備調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合には、改善未実施に伴う事故の危険性を事故事例も活用して十分説明を行い、理解が得られるよう努力し、早急な改善を図るべきである。一般消費者等の理解が得られない場合であっても放置せず、基準適合命令も視野に入れて都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応することも必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －設備の改善には顧客の理解と時間の調整が必要。その都度顧客の都合の良い時間を伺い、自社内又は業者と調整を行い、改善している。 －消費先へメーカー等の資料を活用し、改善実施の必要性を説明、理解協力を求める。理解が得られない場合は、供給停止の旨を伝える。供給停止の際は、本社決裁後に実施し、対応している。 －改善が必要な消費者に対し、消費者自身の事情で改善が困難な場合は、提示した改善費用に係る見積書の写し等を保安台帳に保管し、その後6ヶ月以内の再訪問を継続する。 －公民館等、予算が必要な物件については行政に要請するなどの取り組みをしている。 □

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述			取組状況
	⑥	リコール対象品等への対応	
		消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。）に基づく回収命令の対象となっているパロマ工業株式会社製半密閉式ガス瞬間湯沸器については、LPガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成24年2月末までに494台の対象機器が回収されており、平成23年2月末時点以降でも新たに19台が回収されており、うち12台がLPガス機器である。	・消安法に基づく回収命令の対象となっているパロマ工業株式会社製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、LPガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成25年1月末までに516台の対象機器が回収されている。平成24年2月から平成25年1月末時点でも新たに24台が回収されており、うち10台がLPガス機器である。
		この中には、いまだに開栓状態で使用可能なものとして発見されたものが2台あり、特に保育園で断続的に使用されていたものもあったなど、対象機器による事故の発生のリスクは存在している。また、故障して使用できない状態であるとして保安台帳に記載されていないものや、保安台帳への型式の記入ミス等により見落とされていたものもある一方で、空家・空室等から発見されたものもあり、LPガス販売事業者等の点検・調査活動等が行われていたからこそ発見されたものもある。	
		このように、対象機器はまだ発見され続けており、事故の発生リスクを低減させていく必要があること、LPガス販売事業者等による機器の設置状況の把握が不十分であることに起因しているものがある一方で、点検・調査など対象機器の発見の機会を有しているLPガス販売事業者等の活動によって発見され、事故を防止できているものもあることを踏まえ、引き続き、点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －供給開始時点検調査や定期点検調査時に確認し、毎月報告を毎月経産省へ提出している。 －点検調査票の正確な記載及び事後のダブルチェックを実施。 －自社ホームページにて情報掲載し、周知及び情報提供に役立っている。 －消費者の機器情報について、正確な対応ができるよう、機器型式までシステム登録を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省は、一般社団法人全国LPガス協会を通じ、販売事業者へ株式会社パロマ製ガス瞬間湯沸器リコール製品に係る報告と継続的な協力依頼について、改めて6月に協力要請文書を発出した。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			⑦ 長期使用製品安全点検制度への協力	
			平成21年4月から、消安法に基づき、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い機器について製造又は輸入事業者が点検を行う制度（長期使用製品安全点検制度）が開始された。機器の実際の点検時期は数年後になるものの、所有者に対する点検通知の基礎となる所有者情報の製造又は輸入事業者への登録が重要である。	
			LPガス販売事業者等は、消安法上、関連事業者として保安点検・調査又は周知等の際に、一般消費者に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はチラシ等を配布するなどの協力責務を負っているものであり、一般消費者の保安を確保するためにも、確実に責務を果たすことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －対象機器販売時、お客さまへ当該点検制度の内容を周知するとともに、登録はがきを投函するようお願いをしている －供給開始時点検・自主点検時に「長期使用製品安全点検制度」のチラシを配布している。 －一般消費者に「長期使用製品安全点検制度」のチラシを配布している。 －登録はがきの重要性を消費先へ周知。 －社内で、制度について認識周知を展開。今後は、社内ルール化（高齢者の代行記入等）の検討を行う。 －消費者保安台帳に使用機器情報を管理している。 ・経済産業省は、LPガス安全委員会とともに、消費生活用製品安全法に基づく長期使用製品安全点検制度の対象機器について一般消費者に対して制度の概要や登録を周知することを含め、雑誌への広告を10月、2月に掲載した。
			なお、平成23年7月より、これまで本制度の対象ではなかったガス給湯暖房機が対象となっているため、注意が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> －ミーティングや教育の場で社内で情報を共有するよう指導している。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
(3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策		
① 供給管・配管の事故防止対策		
	<p>平成23年においても、供給管・配管の経年劣化による漏えい事故が多く発生している。白管等腐食しやすい供給管・配管を埋設管として使用している場合には、法令で規定されているとおり1年に1回以上漏えい試験を確実に行わなければならない。また、埋設管の腐食しにくいPE管等への取替えを促進することも必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －目視による月1回の漏えい検知装置（Sメータ、切替漏えい検知装置）の確認と記録を実施している。 －消費先台帳にて埋設部を露出に変更し被覆鋼管やフレキ管への変更を対象消費先へ案内し、活動対応を継続的に行っている。
	<p>また、水道工事業者や解体業者による埋設管の損傷事故が平成23年においても引き続き発生している。他工事業者による埋設管破損を防止するため、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うことも必要である。その際、各地域の水道工事業者等他工事業者の関係団体との連携を図ることも有効である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －オーナーや管理会社に対して地面の堀さく等の工事の予定があれば連絡を頂けるよう1年に1回周知する。 －当社工事の際は消費者に現場の施工説明を行い、今後の運用上の周知展開を行っている。 －共同住宅や簡易ガス事業に多く事故発生の可能性を残している。販売政策・顧客防衛策と合わせ、できる限り共同住宅オーナー等との接点強化を計らせ情報収集に努めさせるよう指導している。 ・経済産業省は、他工事業者による事故を防止するため、他工事業者の所管官庁である国土交通省及び厚生労働省を通じ、他工事業者に対し、12月に他工事の際の注意喚起を行った。 ・経済産業省は、7月に、塗装工事業者の業界に対し塗装工事を行う際の給排気口の取扱い等についての要請を行うよう国土交通省に協力を依頼した。

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			② 機器の事故防止対策	
			調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等は設置環境や使用状況により電池寿命や機器の劣化の進行が異なるものの、長期使用に係る漏えい事故が発生している。高圧ガス保安協会による調整器の事故の分析結果によれば、平成14年から平成23年に発生した調整器に関する事故186件のうち、雪害等の自然現象や接続作業時のミスなど使用年数に起因しないものを除くと43件であり、これらの直接の原因は腐食及び劣化によるものである。このうちの88%に相当する38件がメーカーの交換推奨期限である7年及び10年を超えてから発生しており、これらは交換推奨期限以内に交換されていれば事故の発生を未然に防げたものである。	
			また、宮崎県で発生したメーカーの交換推奨期限を超えて使用された調整器に起因する事故をきっかけとして、保安院本院及び産業保安監督部で実施した調整器の期限管理の実態調査の結果、ほとんどのLPガス販売事業者がメーカーの交換推奨期限を超えたものについても計画的に交換していくとの方向を示しているところである。	
			こうしたことを踏まえ、LPガス販売事業者等は、調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等の期限管理を確実にを行うことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等は、システムにより期限管理を月一回実施し、交換対象リストをネットワークを利用し全営業所へ周知を実施。 －同一データを使用した営業所と本社の期限切れダブルチェックの実施。 －メーターと調整器は、期限の先に到来するものに合わせ、原則同時交換している。 －警報器は、定期調査時（4年ごと）に、期限が残っていても交換するようにしている。 －集合供給先については、調整器の期限（7年）と、高圧ホースの期限（10年）に差が生じるが、この場合も調整器の期限に合わせて（7年）高圧ホースも同時に交換している。 ・七協議会連絡会議では「事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成24年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、4.1%（全220社中 回答率94%）。 ・経済産業省は、以下の事項を実施した。 －所管のLPガス販売事業者に対し調整器の期限管理についての実態調査を行った結果、期限切れの調整器については、やむを得ない事情があるものを除き、今後自主的な交換をすとの回答があった。さらに調査時に期限切れの多かった等の数社に対し、追加で聞き取り調査をした結果、計画的に交換を進めていくとの回答があり、その聞き取り結果について、HPで公表を行った。 －バランス型ふろがまの使用者に向けて安心なガス機器への取替えの推奨、古いタイプの効きの使用上の注意についてリーフレットを2月に作成、独立行政法人製品評価技術基盤機構で行われた「NITE・製品安全センター記者説明会」やLPガス安全委員会にて周知を実施した。【再掲】

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			<p>また、充てん容器、高圧ホース等の接続や消費機器交換・修理の際の工事ミス・作業ミスによるガス漏えい事故等が多いことから、充てん容器等の接続、消費機器交換時等の作業の確認、交換等作業終了後の検査、供給設備・消費設備の工事の確認と管理等を確実にすることも必要である。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー供給機器などの交換完了時には必ず漏えい試験等を実施し、確実な工事作業を行った事を確認する。 ー今後、設備工事の自社マニュアルを作成し、保安教育にて確実な作業方法を指導及び注意喚起を行う。 ー訪問時の挨拶、配管の施工、筆記の3部構成で実践型社員教育として、配管コンクールを実施。また、出荷前車両点検、容器積込み、積下ろし、供給設備点検を重視した実践型社員教育として、デリバリーサービスコンテストを実施している。</p>
			<p>さらに、閉栓先において、充てん容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充てん容器等の撤去を確実に進めることも必要である。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー閉栓先の充てん容器は速やかに撤去し、供給設備に連絡先を記載した閉栓札を取付けている。 ー原則的に閉栓先については、社内規定で容器の撤去を義務づけている。しかしながら、放置されている可能性もあるので、配送委託会社にも協力を促し、放置容器の情報収集とともに発見時には速やかな回収をお願いしている。</p>
		③ バルク供給に係る事故防止対策		
			<p>平成23年においては安全弁交換時の作業ミスによる漏えい火災事故が発生し、人的・物的被害も生じており、その原因は基本的な作業手順によらなかったものであった。バルク供給での漏えい事故は、流出量が多くなり、重大な事故につながるおそれが高いことから、LPガス販売事業者等は、これまでに発生した事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、平成20年度に保安院が高圧ガス保安協会に委託して作成したバルク貯槽安全弁交換作業マニュアルDVDなど関係団体、メーカー等が提供している交換作業マニュアルを再度点検し、活用する等、作業手順の確認を十分に行い事故再発防止の徹底を図ることが必要である。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー協力業者となる工事業者においては、メーカー等の資料を活用し、作業前教育を実施してから、実地作業に臨むよう教育している。 ー安全弁の交換については、A地区の営業所は、自社の専門工事チーム複数人において工事をさせている。工事者は、日本エルビーガスプラント協会が開催している「バルク供給セミナー」等において実際に作業を経験した担当者が監督指導することにより安全弁の交換を実施させている。</p>

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			(4) その他	
			① 質量販売に係る事故防止対策	
			<p>LPガス販売事業者等は、質量販売について、法令で求められている供給開始時調査や定期消費設備調査について、確実に実施することが必要である。</p>	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー社内基本方針として質量販売の取扱は行わない事としている。但し、イベント等でやむを得ない場合、主催者側と十分な保安確保、事故防止に関わる打合せ及び契約を行い、常時業務主任者立会いとして対応している。 ー質量販売の「終了時」がいつ頃になるのか把握する為に、供給時に必ず確認する事項としている。「終了」が確認できるまでは、継続取引であることを、社員に指導している。 ー質量販売を実施する場合は供給開始時調査および定期消費設備調査を確実に実施し保安の確保に努めている。</p>
			<p>保安院としては、LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に係る運用、手続等のルールを作成し、平成24年度早期に施行することとしている。対象となる山小屋等に関するLPガス販売事業者等においては、このルールも踏まえ、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施することが必要である。</p>	<p>・経済産業省は、LPガス販売事業者による充填容器の搬送、保安機関による保安業務の実施が著しく困難な山小屋等に対してLPガスを質量販売する場合について、液化石油ガス保安法施行規則第17条に基づく特則承認の基準、申請手続きに関する内規を制定し、平成24年6月14日付けで公布した。3事業者9件が申請準備中（平成25年2月現在）。</p>

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			② 落雪事故防止対策	
			平成24年は、平成18年、平成23年に匹敵する豪雪となり、落雪等による漏えい事故等が多発している。	
			これらの事故はいずれも適切な落雪対策を講じていなかったものであることを踏まえ、LPガス販売事業者等は、積雪寒冷地での落雪に伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、引き続き、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに、高圧ガス保安協会の協力で作成したチラシ「雪害事故防止に向けて」等も活用し、一般消費者等への注意喚起を図ることが必要である。	<p>・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> －対象地域、対象消費先へチラシを配付し、除雪、容器小屋の設置等の対策、緊急連絡先の周知活動を実施している。 －雪囲いの実施及びボンベカバーを付けるようにしている。 －落雪場所については安全な場所に移設を実施し、移設できない場所についてはボンベカバー及び庇やボンベ庫の設置等対策を講じている。 <p>・一般社団法人全国LPガス協会及び日本液化石油ガス協議会は、平成24年2月及び平成25年1月に経済産業省からの要請を受けて、LPガス販売事業者等に対し、落雪事故防止対策の注意喚起を行った。</p> <p>・一般社団法人北海道LPガス協会は平成25年2月に平成24年度保安講習会を開催し、雪害について保安講習を行った。</p> <p>・北海道産業保安監督部は、平成24年12月に「雪害によるLPガス事故の発生防止について」について、ホームページ上で注意喚起を実施した。</p> <p>・関東東北産業保安監督部東北支部は、平成24年12月及び平成25年2月に管内の一般消費者等に、降積雪期における事故防止のための注意喚起を呼びかけた。</p> <p>・経済産業省は、平成24年度の委託事業において、雪害対策を検討するため、調査を実施しており、その結果を踏まえ、今後対策方法について周知を行う予定。</p>

「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
4. 自然災害対策				
			平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国全体に多大な被害をもたらし、LPガス関連分野においても、東北地方の沿岸部を中心とした地域において、消費者及び事業者が多大な被害を受けた。一方、LPガスによる大きな二次災害の発生はなく、また、被災地域のLPガス販売事業者等の懸命な努力により比較的速やかに復旧が図られ、「災害に強いLPガス」が実証されたと言える。	
			また、西日本において、豪雨等の自然災害が発生したが、これらに対しても同様に、LPガス分野での二次災害の発生はみられなかった。	
			しかしながら、東日本大震災においては、津波発生により通信網の断絶、電源の喪失、車両燃料の不足、保安台帳の流失等、未曾有の災害に対して事前に備えておくべき課題も露呈された。また、過去に発生した豪雨災害等においても、今後につなげるべき様々な教訓が残されている。	
			特に、東日本大震災の発生を受け、総合資源エネルギー調査会 高圧ガス及び火薬類保安分科会 液化石油ガス部会は平成24年3月に報告書「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について～真に災害に強いLPガスの確立に向けて～」を取りまとめた。この東日本大震災を始めとするこれまでの災害により得られた教訓を活かし、自然災害による被害を防止するとともに、より安全かつ早期にLPガスの供給再開を行うため、LPガス販売事業者等においては、同報告書に提示された具体的な対応策の実現に向けて、他のLPガス関係事業者及び関係団体、自治会、町内会、婦人会、消費者団体等、自治体、国等と一体となって取り組むことが期待される。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －緊急時連絡体制を整備し、災害時には迅速な対応が出来る様、準備を行なっている。 －災害に備えた設備等として、災害対応バルク33基設置、都市ガス供給マンションへの災害時対応バルク設置、災害優先電話の設置、従業員緊急連絡体制策定を実施。 －供給メイン地域である県協会の活動に積極的に参加し、販売事業者の枠を超えた、地域ごとの防災、復旧に取り組んでいく。 －自社の緊急時対策要領について見直しを図り、LPガス販売事業者としての災害時の対応を再整理した。 ・経済産業省は、平成24年3月にとりまとめた総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会の報告書で提示した14の対応策について検討を実施し、LPガス災害対策マニュアルをとりまとめた。
			また、大規模な自然災害が発生した場合には、仮設住宅が建設され、LPガスの供給が求められる場合が多く、現在も東日本大震災の被災者を始めとして多くの一般消費者が仮設住宅においてLPガスを使用した生活を続けている。仮設住宅におけるLPガスの供給に係るLPガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びCO中毒事故防止に係る一般消費者等への注意喚起について、特に留意して取り組むことが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －中越地震、中越沖地震、新潟県中部7.13水害で対応した経験をもとに、改善すべき点は常時検討し、改善を行っている。